

純粹持株会社体制の移行に係る
原子力安全への取組みについて

2026年3月27日
九州電力株式会社

- 今回、グループ全体の経営を監督する純粋持株会社（以下、『HD』）を新たに設置しますが原子力事業については、従前どおり九州電力が担うため保安体制等の変更はありません。
- また、HD制の導入により、①ガバナンス向上、②事業への専念、③グループ財務基盤強化の観点から、原子力安全の向上にも寄与すると考えています。

HD制導入による原子力安全の向上効果

① ガバナンス向上

- 九州電力としての原子力ガバナンス体制に加え、HDが客観的な立場で原子力事業を監督・助言

② 事業への専念

- 九州電力社長は、再エネ、海外、ICT、都市開発等の事業の担務が外れるため、原子力事業を含む総合エネルギーサービス事業に専念できる

③ グループ財務基盤強化

- 総合エネルギーサービス事業と成長事業がそれぞれ持続的に成長し、グループの財務基盤が強化されることで、安全性向上対策に必要となる原資を確保

現行体制よりも、より高い次元で原子力安全向上のための取り組みが可能

余 白

- ✓ HD制においては、各事業をそれぞれの事業会社が責任を持って自律的に事業運営することが基本ですが、原子力事業を担う九州電力に限り、その重要性を鑑み、**HD社長が九州電力の取締役を兼務することで、同社取締役として原子力事業への責任を負い、安全最優先で原子力事業運営（資源配分等）がしっかりとできる体制とします。**
- ✓ 加えて、原子力事業の実態やリスク等を、HDが適切に把握するため、九州電力社長はHDの執行役員を兼務します。
- ✓ また、今後も原子力安全の確保を最優先に、発電所の運転をはじめ原子力事業を継続していくため、**九州電力とHDが適正な事業運営に関する協定を締結します。**

- 原子力事業に対する責任の観点および情報共有の観点から、以下のとおり、HD/九州電力間で役員の兼務体制を構築します。

HD/九州電力役員の兼務体制

	責任の観点	情報共有の観点
兼務体制	<p>HD役員 社長 ...</p> <p>兼務</p> <p>九電役員 社長 ...</p> <p>✓ HD社長が九州電力の取締役を兼務</p>	<p>HD役員 社長 ...</p> <p>兼務</p> <p>九電役員 社長 ...</p> <p>✓ 九州電力社長がHDの執行役員を兼務</p>
効果	HD社長は、九州電力の取締役として原子力安全に対する責任を直接負う	原子力事業のリスク・現状等を、タイムリーにHDに共有

原子力安全の取組み
(基本スタンス)

- HD制導入後も、原子力事業は引き続き九州電力が担うこととなりますが**原子力安全の継続的な向上がグループの最重要事項**であることは不変であり、従前と変わらず**必要な資源配分**を行っていきます。

基本スタンスを担保するための措置

九州電力－HD間での
協定の締結

次頁参照

- 将来に亘って、上記基本スタンスを維持していくため、以下の内容について九州電力－HD間で協定を締結し明確化します。

- 九電/HDは、原子力事業の安全確保がグループの最優先事項であることを大前提に事業活動を行う
- 九電－HD間で十分に協議のうえ、原子力安全に必要な資源配分を行う
- 災害発生時等、グループ一体となって対応するよう、HDは支援を行う

職務執行の確認

HD取締役会
によるモニタリング

- 社外取締役を含むHDの取締役会が、九州電力の職務執行状況を確認する中で、九州電力/HDの双方が協定を適切に運用しているか客観的な立場で確認します。

原子力事業の安全確保をはじめとした適正な事業運営に関する協定 (案)
〔抜粋〕

基本方針

- 両社は、**原子力事業の安全確保がグループの最優先事項であることを大前提**にそれぞれの事業活動を行う
- HDは、グループの代表者として、グループ各社に対し、原子力安全をはじめ原子力事業の重要性について理解浸透を図るとともに、企業グループ全体で九州電力が行う原子力事業の支援を行う
- 九州電力は、発電用原子炉設置者として、関係法令や協定等を遵守のうえ、責任を持って**安心・安全な原子力事業の運営に努める**

資源配分

- 両社は、別途設置する会議体にて、原子力安全の向上に必要な資源について**十分に協議・確認を行う**
- HDは、上記を踏まえ、**原子力安全に必要な資源を確実に配分**する

災害対応

- HDは、原子力災害及び複合災害について、九州電力が行う予防措置及び発生時における被害の拡大防止、復旧対応、お客さま対応、広報活動等について、**グループ一体となって対応するよう支援を行う**